

定期予防接種を実施医療機関以外で受ける場合について

保護者の里帰り出産や長期入院等のやむを得ない理由で、町の実施医療機関以外での定期予防接種を希望される場合は、事前に申込みが必要です。

■手続きの流れ

1 町に「予防接種実施依頼書」の発行を申込みます。

「寒川町予防接種実施依頼書発行申込書」に必要事項を記入し、子育て支援課にご提出ください。

★二次元コードを読み取って、電子申請システムからも申請できます。【電子申請二次元コード】



2 町から「予防接種実施依頼書」と「予防接種予診票」が発行されます。

ご指定の送付先へ郵送でお送りします。お申込みから発行までに約1～2週間かかります。

3 接種予定の医療機関で定期予防接種を接種します。

- <持ち物>
- ①「予防接種実施依頼書」
 - ②「予防接種予診票」
 - ③「母子健康手帳」

※予防接種の費用を支払い、医療機関から領収書と町提出用の予診票を必ず、お受け取りください。

4 町に接種の報告と費用の払戻しの申請をします。

「寒川町予防接種償還金申請書」に必要事項を記入し、子育て支援課にご提出ください。

- <必要な書類等>
- ①町提出用予診票
 - ②医療機関発行の領収書
 - ③通帳等振込口座のわかるもの
 - ④「寒川町予防接種償還金申請書」
 - ⑤母子健康手帳

★二次元コードを読み取って、電子申請システムからも申請できます。



【電子申請二次元コード】

※注意！ 費用の払戻しには、上限があります。

払戻しの申請は、支払いをした日の翌日から1年以内です。



5 町から「寒川町予防接種償還金決定通知」により、決定した金額が通知され、償還金が指定口座に振り込まれます。

※ 事前に「予防接種実施依頼書」の発行を受けていない場合や定期予防接種の範囲外（年齢や間隔など）で予防接種を受けた場合は、償還制度の対象にはなりません。

<問合せ先>

寒川町 子育て支援課 のびのびすくすく担当

電話 0467-37-3885